

# 事業全体について

Q	A
新規の事業に対してポストコロナと他の助成金と併用できるか	実施規程 第4 補助対象となる経費及び要件 1の(2)補助対象経費の(ア)で、「国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費」については本事業の経費の対象外に規定しています。そのため、今回のポストコロナ補助事業と他の国費を原資とする助成事業(例:食流機構の食品等流通合理化緊急対策事業等)は併用できない旨となっております。
申請書の「3食品等流通合理化事業の内容及び実施時期」の「(4)食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資」の「年度」は物理的には難しくも「R3」とするのでしょうか?	書類の年度につきましては「R3」の記載をお願いいたします。
審査完了時期は? 審査後の個別案件についての補助金確定時期は? 補助金を受給できる時期は?	公募期間についても現在調整中で、審査については公募期間終了後に行います。補助金額の確定時期については補助対象設備・機器導入後となります。額の確定後は速やか(1ヶ月以内)に補助金をお支払いします。 また、今回の申請に当たり提出いただく農林水産省で行う合理化計画の認定につきましても、内容によっては1ヶ月程度かかる場合もありますのでご了承ください。
審査後の流れを教えてください	公募終了 → 審査 → 交付申請書の提出 → 補助の確定(交付決定) → 設備等導入 → 実施結果報告書の提出 → 額の確定 → 事業実施者へ補助金の振込の順番になります。
同一の事業実施者で、複数の確定を受けた場合、個別案件が導入された都度に入金されるのでしょうか?	<b>原則は事業実施者に一括入金となります。今回の補助事業はあくまで団体での申請のため、食流機構は団体から構成員の全事業完了の実施結果報告に基いて一括で入金します。その後団体が構成員に振り分けという流れです。ただし、構成員間で事業完了日に相当な乖離があるなど、特別な事情が認められる場合は、最大2回に分けて入金されるケースもあります。</b>
事業実施者が受取った補助金を会員へ振り込む場合の振込手数料の取扱いは?	事業実施者から会員への振り分け時の振込手数料は、補助金対象外です。補助対象経費は本事業を実施するために直接必要な別表第2欄に定める経費であって振込手数料は当てはまりません。
補助金確定額と会員の受取額は一致にすべきか?	一致にすべきです。
合理化計画の認定が必要な理由はなにか(食品等流通法第13条が根拠?)	本事業の目的は「ポストコロナ下での我が国経済の再生と社会情勢や需要の変化を見据え、卸売市場や食品卸団体等が取り組む生鮮食料品等の安定供給機能を確認するサプライチェーンの改善・強化等を支援する。」ということから 現在、国が認定計画を行う食品等流通合理化事業の食品等流通者の創意工夫をいかした合理化を図り、食品等の付加価値の向上や新たな需要の開拓を実現するという主旨を理解し、しっかりと計画を持った団体等の基において、実施することが必要であるため要件としました。
認定をうける見込みとは、具体的にどのような状態をいうのか 合理化計画の申請をした段階でよいのか?	「食品等流通合理化計画を農林水産省に提出している段階」を見込みとします。
現在、合理化計画の認定を受けている団体でも要件を満たすため、認定が必要なのか(規程に、限定の記載がない)。	ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業については、今後新規で行う事業が対象であり、過去申請済みの合理化計画の認定内容において上記内容が盛り込まれていないため、要件を満たしていないという判断になります。 そのため、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業を利用する計画の認定(変更)が必要となります。
事業実施者要件のうち、3番をより詳しく説明して頂きたい。食品等流通合理化計画の認定とは?	食品等の流通の合理化を図るため、食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることを指します。 詳細につきましては下記をご確認ください。 <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen.html</a>
補助額が1/2以内均等に処理されて、当初の見込みと合わなくなった場合、申請を取り下げて良いのでしょうか	実施規程 第7の6にありますとおり、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内であれば、取り下げを書面で申請できます。
国から別の補助金を受けている場合は対象外とのことですが、地方自治体から補助を受ける場合は対象になるのでしょうか。	国以外の補助であれば併用可能です。ただし、併用する補助事業においても併用が可能か、確認が必要です。

## 事業全体について

Q	A
事業実施者を「団体」「協議会」といった組織に限定した理由は何か？小規模な地方卸売市場では、開設者＝卸売会社が1社のみで運営している市場もあり、「団体」「協議会」に該当する組織が無いこともある。	公益性に重きをおく補助事業の性質上、本事業では個社での申請を除いています。ただし、既存の団体等がなければ、新たに協議会を作って申請することも可能です。
今回の補助金は対象とする範囲はすごく素晴らしいのですが、申請に関して個社が対象ではないとのことですが、非常に使い勝手が悪いと感じています。(理由は個社ごとに困っていることが異なるため、足並みを揃えるのにかなりの手間を要する)将来的に個社が対象となる補助金を立ち上げる可能性はございますでしょうか？	現時点では個社対応の事業は想定されておりません。
国以外の地方自治体等の補助金を、今回の補助金の額の確定後に受ける場合に、実施規定第10の額の再額定を受ける必要があるのでしょうか。	まず、その補助金が食品等流通合理化計画に記載されていない場合は、合理化計画の修正が必要になる可能性がありますので、事前にご相談ください。